

島建 2019 Vol.152

会報



8月2日に行われた建設業協会と丸山島根県知事との意見交換会

建設業協会

- 2 丸山県知事との意見交換会
島根県との意見交換会
中国地方整備局との意見交換会
中国地方整備局県内3事務所との意見交換会
中国ブロック意見交換会
県建設産業人材確保・育成推進協議会
理事・監事研修会

建産連

- 6 県建設生産システム合理化推進会議

技士会

- 7 現場見学会、研修会
行政庁との意見交換会

建災防島根県支部

- 8 年末年始労働災害防止強調期間
建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック

10 建退共島根県支部

16 活動だより

19 令和元～2年度 事業予定

DCプラン

- 20 マッチング拠出制度

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

令和元年12月1日発行

丸山島根県知事との意見交換会



8月2日、建設業協会は丸山島根県知事との意見交換会を松江市内にて開催した。意見交換会は2部構成で開催され、協会の正副会長をはじめ、全地区

協会長が出席、また島根県土木施工管理技士会から正副会長が出席し、課題要望について意見交換がなされた。

島根県との意見交換会



8月20日、建設業協会は毎年行っている島根県との意見交換会を松江市内にて開催した。

協会からは、全地区協会の代表者及び県協会土木・建築・労働委員長が出席、島根県からは真田晃宏土木部長をはじめ土木部・総務部から10人が出席し、協会からの提案議題について意見交換がなされた。

提案議題

- ▶発注者の「働き方改革」推進について
- ▶漁協協議に関する書類の簡素化について
- ▶土木部の年度当初の見通し及び検討課題等の情報提供について
- ▶適正な工期設定と実勢に合った積算及び単価設定について
- ▶中山間地域における土工事の省力化・効率化について
- ▶総合評価方式における配置予定技術者の評価について
- ▶維持管理業務について
- ▶島根県建築工事における「入札時積算数量書活用方式」について
- ▶国道・県道における除草作業に関する諸問題について
- ▶伐採木の集積・積込みに係る経費について
- ▶女性職員が働く場合の快適トイレの経費について
- ▶工事評点についての工事種別による重要度の見直しについて
- ▶止水目的の地盤改良工について
- ▶休日の安全巡視義務の明確化について
- ▶「建設廃棄物の処理に関する特記仕様書」の解釈及び運用について
- ▶埋め立て処分について
- ▶情報共有システムについて

中国地方整備局との 意見交換会

9月3日、松江市内にて中国地方整備局からの呼びかけにより意見交換会が開催された。協会からは正副会長が出席して、提案・意見交換が行われ、その他各出先機関からの事業説明や整備局からの情報提供がなされた。

提案議題

- ▶ 総合評価や工事評定の評価項目等について
- ▶ 下請企業表彰企業の活用の見直しについて
- ▶ コンクリート二次製品について
- ▶ 女性職員が働く場合の快適トイレの経費について
- ▶ 週休二日制の試行について
- ▶ 建退共の証紙金額の増額について
- ▶ 発注前の各種調整について
(工事停滞に伴う経費ルールの改正の要望)
- ▶ 土工掘削土砂における積算について
- ▶ 伐採作業完了後の伐採について
- ▶ 3次元計測データの貸与について

中国地方整備局 県内3事務所との意見交換会



6月10日、松江市内にて中国地方整備局県内3事務所からの呼びかけにより意見交換会が開催された。協会からは正副会長が出席して、提案・意見交換が行われ、その他各出先機関からの事業説明や整備局からの情報提供がなされた。

意見交換（島根県内の建設業をとりまく話題について）

- ▶ 山陰道の4車線化について
- ▶ 工事の変更追加時の配慮事項について
- ▶ 一時中止時に伴う費用計上について
- ▶ 施工時期について
- ▶ 工期延期の協議について
- ▶ 当初設計（使用材料）の急な変更について
- ▶ 協議・指示のワンデーレスポンスについて
- ▶ 週休2日制の試行について



予算と利潤の確保を要請

建設業協会中国ブロック協議会（会長・山根敏樹 鳥取県建設業協会会長）の意見交換会が10月17日、鳥取市内で開かれ、公共事業予算の安定的・持続的な確保▷新・担い手三法に基づく適正な工期設定▷適正な利潤確保と受注機会の拡大―など5議題について国土交通省や各県建設行政の担当者と話し合った。国交省は、社会資本整備は中長期的な視点で計画的に進めることが重要とし、国土強靱化3カ年緊急対策以降も公共事業費の安定確保に努める方針を示した。

冒頭、山根会長があいさつ。地域建設業の窮状を訴え、建設産業が基幹産業として存続するために発注者の理解と協力を要請した。

来賓を代表して、国土交通省の林俊行建設流通政策審議官、水谷誠中国地方整備局長、近藤晴貞全建会長らがあいさつ。林審議官は「持続的・安定的な公共事業予算の確保に取り組むとともに、働き方改革や新担い手三法の実行と建設キャリアアップシステムの普及に努めたい」。水谷局長は7月豪雨災害復旧工事の入札で不調・不落が頻発している状況とし、「業界の意見を聞きながら入札契約制度のさらなる改善に取り組みたい」と述べた。

近藤会長は、働き方改革に対する全建の取り組みについて説明するとともに「適正利潤、地域特性、生産性向上など山積する課題の解決なくして将来にわたる地域の安心・安全はないという思い」と強調した。

議事では、公共事業予算の安定的・持続的確保について、国土強靱化やインフラ老朽化対策の年次計

画を明確にし、計画に基づいた整備と維持管理の積極的な取り組みを要請。国交省は、社会資本整備は中長期的な視点で計画的に進めることが重要との見解を示し、国土強靱化3カ年緊急対策（18～20年度）以降の事業量確保に努めるとした。

技能労働者の処遇について協会は、建設キャリアアップシステムの本格運用を踏まえ、各職種の基幹技能者の年収の見える化を提案。国交省は「提案内容を含め、カードを所有する技能者の処遇改善や技能者と企業のメリットを高めるよう制度の改善・普及に取り組みたい」と答えた。

適正な工期設定では、休日や準備期間などの配慮、債務負担行為を活用した平準化の推進を要望。併せて、災害復旧など緊急を要する工事での地元関係者間の調整や条件明示の徹底を求めた。国交省は「中建審のWGで工期基準の詳細な検討を今後進めたい」と状況を説明した。

適正利潤の確保では、工事の規模や施工実態を反映した単価の積み上げによる予定価格設定と柔軟な設計変更を要請。国交省は「直轄工事では調達環境の厳しい工種・資材には見積り徴取を積極的に活用し、適正な工期設定と設計変更に取り組んでいる。地方自治体に対しても最新の実勢価格を反映した積算と、設計変更のガイドライン策定を要請している」と、改正品確法の運用を徹底する方針を示した。

また、地域精通度を重視した発注方式や大手企業とのJVなどにより地域建設業者の参入拡大を要請。直轄工事の発注について国交省は、地域要件の設定のほか、災害対応や地元資材の活用などを加点点評価することで引き続き、地域企業を主体とした発注に努めることを約束した。

建設業協会

建設産業の人材確保へ

県建設産業人材確保・育成推進協議会（会長・中筋豊通県建設業協会会長）が8月7日開かれ、建設・労働行政、教育機関、建協の労働委員ら20人が出席。取り組み状況や課題などについて話し合った。

この中で県建設業協会は、高校生の工事現場見学会や就職についてのアンケート調査、若手技術者資格取得支援講習などの取り組みについて説明した。

学校関係者のうち、県高等学校農業教育会は「近年、定員割れの学科があるため、中学校へのPRが必要」。同じく工業教育研究会は「松江工業高校建築都市工学科の就職先はほとんどが建設関係だが、出雲工業高校建築科は製造業への就職が見受けられる。大手誘致企業の影響と考えられる」。松江工業高等専門学校は「環境・建設工学科生徒の半数は進学または公務員志望。近年の求人は県外企業が7割を占めている」など、進路状況について報告した。

県教育委員会は、20年代の高校教育での方向性と具体策を示した「県立高校魅力化ビジョン」について紹介。地域社会とともに魅力ある高校づくりや、生徒の個性や適性に応じた教育環境の整備などの策定方針を示した。

意見交換で協会からは、松江高専がICTに対応できる次世代技術者の育成を目的に取り組んでいる「リカレント教育プログラム」を歓迎する一方、不足する技能工

（職人）の確保・育成を望む声があった。中筋会長は「建設産業がしっかりとした産業として根付くためにも、今後も生徒や保護者の考えや意見を聞かせてほしい」と要請した。

島根県建設産業人材確保・育成推進協議会 委員

【行政（教育）機関】

国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所長
厚生労働省島根労働局 職業安定部職業対策課長
島根県商工労働部 雇用政策課長
島根県土木部 土木総務課長
島根県教育庁高校教育課長
島根大学 教育・学生支援機構 大学教育センター 副センター長
松江工業高等専門学校 環境・建設工学科長
島根県高等学校工業教育研究会長
島根県高等学校農業教育会長

【学識経験者】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部長
島根県職業能力開発協会 専務理事

【建設産業関係団体】

（一般社団法人）島根県建設業協会 会長
同労働委員会（4名）
専務理事
（一般社団法人）島根県管工事業協会 会長



理事・監事研修会開催

11月13日、東京都内にて、建設業協会理事・監事研修会を開催し、各地区から理事・監事25人が参加。講師に国土交通省土地・建設産業局の小笠原憲一建設市場整備課長を迎え、「建設業行政をめぐる最近の話題」と題し、働き方改革、担い手確保・処遇改善や生産性向上等の取組について講演を受けた。

研修会の後には、地元選出の細田博之衆議院議

員、竹下巨衆議院議員、青木一彦参議院議員、舞立昇治参議院議員、三浦靖参議院議員を迎え意見交換会を開催した。



建産連

島根県建設生産システム合理化推進会議



10月7日、島根県建設産業団体連合会は令和元年度島根県建設生産システム合理化推進会議（島根県との意見交換会・2部構成）を松江市内にて開催した。

第1部では、建産連からは、各会員団体の代表者が出席、島根県からは真田晃宏土木部長をはじめ土木部・総務部から7人が出席し、提案議題について意見交換がなされた。

第2部では、丸山島根県知事をお迎えし、働き方改革について等の意見交換がなされた。

提案議題

- ▶柔軟な工期設定について (一社) 島根県管工事業協会
- ▶広域災害への対応について (一社) 島根県測量設計業協会
中国地質調査業協会島根県支部
- ▶県内業者への発注のさらなる徹底について (一社) 島根県測量設計業協会
中国地質調査業協会島根県支部
- ▶防災・減災に係るインフラ整備の積極的な推進について 島根県生コンクリート工業組合
- ▶新築・改築の工事量確保について (一社) 島根県建築技術協会
- ▶コンクリート構造物のプレキャスト化による生産性の向上について 島根県コンクリート製品協同組合
(省力化・省人化で建設技術者1人当たりの生産性向上)

技 士 会

山陰道など現場見学会

9月5日に技士会工事現場見学会が開催され、約110人が参加した。午前、国土交通省松江国道事務所の平野建設専門官より「山陰道 静間・仁摩道路」について、島根県土木部県央県土整備事務所の石丸土木工務部長より「川本波多線 多田～港工区 道路改良事業」についての説明を受けた。午後からは、「逢浜川橋PC上部工事」「五十猛地区東部改良第7工事」、「川本波多線 多田～港工区 道路

改良事業」の現場見学が行われた。



隠岐で研修会

10月1日に令和元年度研修会（隠岐会場）が開催され、約30人が参加した。

研修会は、株式会社日本海技術コンサルタンツより大坂理専務取締役、株式会社建設総合サービスより油谷晃広次長を講師に迎え、「はじめてのICT施工で知っておきたい測量・設計の基礎知識」と「情報共有システム」について説明を受けた。



行政庁との意見交換会 中国土木施工管理技士会連合会 通常総会

8月1日広島市にて、中国技士会連合会通常総会及び行政庁との意見交換会が行われた。当技士会からは正副会長が出席。総会後の意見交換会では、中国地方整備局、各県土木関係部局出席の元、要望・意見交換が行われた。

国土交通省中国地方整備局への要望

【法令・制度・建設産業の振興に関すること】

- 1 主任（監理）技術者等の評価について（岡山県技士会）
- 2 書類の簡素化の取組みへの対応について（広島県技士会）
- 3 週休2日制の現場への導入について（広島県技士会）
- 4 災害復旧工事の施工実績について（広島県技士会）
- 5 発注者担当職員の増員について（岡山県技士会）
- 6 目安箱の設置について（岡山県技士会）

【入札・契約に関すること】

- 7 発注者側による事前設計照査について（山口県技士会）
- 8 信号機・交通標識等の移設に関する協議事項の遅延について（山口県技士会）

- 9 地元自治会（地元住民）への事前対応について（山口県技士会）
- 10 設計会社との契約について（岡山県技士会）

【設計・積算・工事の施工に関すること】

- 11 工期設定について（鳥取県技士会）
- 12 設計単価（特殊材料の表示）について（鳥取県技士会）
- 13 複数発注について（島根県技士会）
- 14 条件に応じた柔軟な積算について（岡山県技士会）
- 15 コンクリート品質管理手法（生コンクリートの受入検査）について（島根県技士会）
- 16 夏季労働について（広島県技士会）
- 17 設計変更について（岡山県技士会）

各県行政当局への要望

- 1 災害復旧工事の施工について（広島県技士会）
- 2 災害復旧工事の施工実績について（広島県技士会）
- 3 ICT施工について（広島県技士会）
- 4 伐採等に係る費用について（島根県技士会）
- 5 講習会について（島根県技士会）
- 6 速やかな検査の実施について（岡山県技士会）

一般社団法人全国技士会連合会への要望

- 1 災害発生に対する技士会の活動やノウハウ等の蓄積について（広島県技士会）

建災防島根県支部

建設業年末年始労働災害防止強調期間への取組み

本期間 令和元年12月1日～令和2年1月15日

スローガン 「無事故の歳末 明るい正月」

これから迎える年末年始は、冬季特有の凍結・降雪に伴う労働災害や火災による事故に加え、工事の輻輳など、労働災害発生のリスクの高まりが大変懸念されます。このため、建設業三大災害の「墜落・転落災害」「建設機械・クレーン災害」「倒壊・崩壊災害」の防止を主な目的とし、スローガンのもと、下記の重点事項を励行し、安全で安心な職場環境をめざし、ゼロ災害で新年を迎えましょう。

会社で実施する重点事項

- ・ 経営トップ等による現場点検（パトロール）の実施



作業所で実施する重点事項

- ・ 午前・午後1回以上、作業所長による現場巡視の実施
- ・ ゆとりある10分前出勤と夕暮れ時の早めのライト点灯の実施
- ・ 危険予知活動の実施により不安全行動の防止
- ・ 作業場閉鎖中の保安対策と公衆災害の防止



安全用品の紹介

ポスター B2判 (73×52cm) 各¥200 (税込)

No.1 貴島 明日香 [販売終了]



No.2 伊原 六花



お求めは、ご所属（お近く）の各地区建設業協会（建災防県支部各分会）までお申し込みください。



横幕

ポリエステル製
(70×220cm)
¥1,600 (税込)



のぼり

ポリエステル製
(240×70cm)
¥1,600 (税込)

ワッペン

ビニール製
(7.5×6cm)
10枚1組
¥860 (税込)



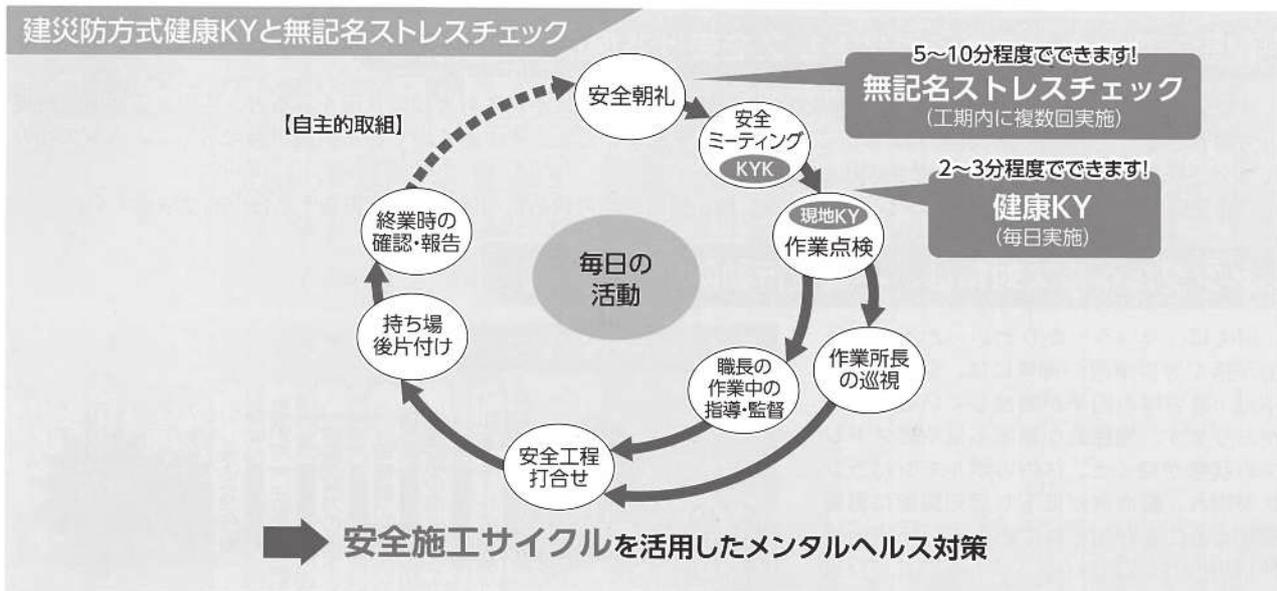
タオル

各10本1組
(34×85cm)
各¥3,210 (税込)

建災防では、建設現場におけるメンタルヘルスと職場環境改善対策として

「建災防方式健康KYと 無記名ストレスチェック」

の普及に取り組んでいます。



「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」とは、建設現場の安全施工サイクルに組み込んで実施する次の2つの取組をいいます。

健康KYは、KY活動において睡眠、食欲、体調に関する3つの問いかけを職長から各作業員に毎日繰り返し行い、日々の体調の変化を把握する取組です。

無記名ストレスチェックは、安全朝礼等、現場に従事する元請社員、作業員全員が集合する場で一斉に実施するもので、その分析結果を踏まえて、より働きやすい職場環境を実現するための取組で、工期内に複数回実施します。

建設現場における実施状況



無記名ストレスチェック



健康KY

建退共島根県支部

理事長表彰について

毎年10月に実施している加入促進強化月間において、本制度の普及に特に貢献された事業主団体、事業所および個人の方々に対しまして、理事長表彰が行われています。

当県からは

有限会社 松原組（安来地区）

上原土木 有限会社（邑智地区）

の2社が受賞されました。

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月（21日分を1ヶ月と換算）以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。（なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。）

請求するには？

退職金請求書に必要な事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により支払われます。

退職金額は？

退職金については、下の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。

掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。

12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



掛金納付年数 (月数)	退職金額 (単位：円)
1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723



退職金請求書

様式 第 007号 K5

退職金請求書 (建退共)

建設業退職金共済事業本部 殿

コピーした退職金請求書は使用不可、黒のボールペン(消せるボールペン不可)で記入してください

1. 退職金を請求される方(被共済者)と共済手帳の内容について記入してください

請求年月日	令和	年	月	日	退職金請求事由 発生日	平成	令和	年	月	日
請求人(本人又は遺族)	現住所	〒			都・道 府・県	市・区 郡				
	携帯電話または日中連絡がつく電話番号 () -									
	氏名	カタカナ				遺族請求の場合 [被共済者との続柄]				
					必ず 押印		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> その他()			
被共済者番号		別		生		月 日				
		女 <input type="checkbox"/>		明治		大正 昭和				
被共済者氏名 (カタカナにて 読み記入)					請求事由		職種			
共済手帳の表紙に記載の冊目・交付年月を記入してください					冊目		交付年月			
					平成		令和			

※太線内に記入してください(青太線内は振込先金融機関の窓口で口座を証明する確認印を必ずもらってください)

2. 振込口座を指定してください

振込金融機関	振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込	金融機関の窓口で口座を証明する 確認印を必ずもらってください		
	金融機関名	漁業協同組合・ネットバンクは、お取り扱いできません { 銀行 信用金庫 信用組合 } { 農業協同組合 商工中金 } 本店 支店 出張所 { 信託銀行 労働金庫 } 本所 支所			金融機関確認印
	口座名義人 [請求人と同じ]	「カタカナ」 で記入			ご担当者印
	預金種目	口座番号(右詰め記入※)	金融機関コード	振込先店舗コード	
普通預金				※ 金融機関で記入するもの ・金融機関コード ・振込先店舗コード	

※口座番号が6ケタ以下の場合、番号の先頭に「0」を加えて記入してください

3. 退職所得確認欄

以下の区分A~Cのいずれか該当する口欄に○を記入してください
 ※被共済者本人が死亡したことによる遺族請求のときは、記入の必要はありません

区分	事由
<input type="checkbox"/> A	退職手当等の受給について以下のB・C欄に該当しない
<input type="checkbox"/> B	退職金請求事由が発生した年に他にも退職手当等の支払を受けたことがある
<input type="checkbox"/> C	退職金請求事由が発生した年の前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けたことがある

4. 退職事由の証明欄

上記のとおり退職金請求事由に該当することを証明します

年 月 日

証明者

契約者番号 (契約者番号は建退共の共済契約者のみ記入してください)

住 所 〒

事業所名

代表者名

電 話 () -

源泉徴収票の発行希望 有

様式 第 007号 K5

退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

年 月 日 豊島 税務署長 市町村長 殿		年分 退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書		(印) 受取者受付印				
退職手当の支払者の 法人番号 (個人番号)	所在地 (住所)	〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階		現住所	〒			
	名称 (氏名)	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部		氏名	◎			
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 7 0 1 3 3 0 5 0 0 1 9 0 3		個人番号				
				その年1月1 日現在の住所				
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)								
A	① 退職手当等の支払を受けること となった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から 受ける退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日	年			
	② 退職の区分等	一般 [] 生活 [] ・ 育 [] 無 [] 障害 []	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日			
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。								
B	④ 本年中に支払を受けた他の 退職手当等についての勤続期 間	自 年 月 日	⑤ ③と④の勤続期間のうち うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日			
	うち特定役員等勤続期間	有 無	うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日			
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。								
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定 拠出年金法に基づく老齢給付金と して支給される一時金の支払を受 ける場合には、14年内)の退職手 当等についての勤続期間	自 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、 ⑥の勤続期間と重複して いる期間	自 年 月 日	年			
	うち特定役員等勤続期間	有 無	⑧ ⑦のうち うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日			
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。								
D	⑧ Aの退職手当等についての 勤続期間(③)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、 ⑧又は⑨の勤続期間だけ からなる部分の期間	自 年 月 日	年			
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑨ ⑧のうち うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日			
	⑨ Bの退職手当等について の勤続期間(④)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日	年			
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑫ ⑪のうち ⑧と⑨の通算期間	有 無	自 年 月 日			
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。								
E	区分	退職手当等の支払を受けること となった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収税額 (円)	特別徴収税額 市町村民税 (円) 道府県民税 (円)	支払を受けた 年月日	退職 の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
	一般	・ ・				・ ・	一般	
	B 特定 役員	・ ・				・ ・	一般 障害	
C	・ ・					・ ・	一般 障害	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

27.06 改正

(規格 A 4)

必要書類

退職金請求書類は全国どこの都道府県支部でも受付できます
 最寄の支部に「持参」または、郵便局の窓口から「簡易書留」で郵送してください
 (注意)普通郵便で送られた場合、請求書類の遺失などの事故の責任は負いかねますのでご了承ください
 退職金の振込は、支部で請求書類を受付けてから1ヶ月かかります
 請求書類に不備があった場合は、支払いが遅れますので、押印、記入、添付漏れがないか、
 ご確認ください

必須 共通 (本人請求・遺族請求)

1 退職金請求書

- 請求する人の押印(朱肉を使う印鑑で!)がある
- 請求する人の日中連絡が取れる電話番号を記入している
- 振込口座は、請求する人の個人名義の普通預金口座である
- 金融機関の窓口で、口座を証明する確認印をもらっている
- 退職金請求事由が「1」～「5」のときは事業主の証明印がある
- ゆつちよ銀行口座を指定した人は、通帳の見開きのコピーを添付
 ※ゆうちょ銀行以外の口座を指定した人は、通帳のコピーは必要はありません

<ゆうちょ銀行通帳見開き見本>



ゆうちょ銀行は他の金融機関と違い
 振込専用の店名・口座番号がここに記載されています

2 共済手帳 (紛失しているときは、「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」)

※「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」は、HPでダウンロードできます

3 請求する人のマイナンバー入り住民票 (原本)

※発行から3ヶ月以内の原本 (コピーや切り離しは無効)

住民票は、マイナンバー(個人番号)を表示することを申し出て、
 役所・役場の窓口で交付を受けてください
 申し出がないとマイナンバーが表示されない住民票が交付されますのでご注意ください

4 請求する人の以下の身元確認書類のうち、いずれか1点のコピーを添付

※以下の身元確認書類の提出が困難なときは、都道府県支部にご相談ください

運転免許証 (両面)

※有効期限内のもの



各種年金手帳

(氏名・生年月日・住所が記載されている面)



健康保険証

(氏名・生年月日が記載されている面)

※有効期限内のもの



パスポート

(顔写真・住所の見開き)

※有効期限内のもの



<お願い>

散逸防止のため、免許証などのコピーは原寸大に切り取らず
A4用紙の中央にコピーして提出してください！

※ コピー機で、免許証などを端によせてコピーすると、写らないところがありますので、
端から3センチ以上離してコピーしてください

本人
請求

必須 (本人請求)

5 「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」

- 現在住所・氏名の記入がある
- 本人の押印(朱肉を使う印鑑で！)がある
- マイナンバー(個人番号)の記入がある
- 「退職金請求事由発生日」の年の1月1日現在の住所の記入がある
- A欄に 一般/障害、生活扶助 有/無 の2箇所に○の記入がある
※A欄は全ての人が入ります

〜〜以降は該当者のみです〜〜

6 「退職金請求事由発生日」の年に退職手当等の支払を受けた人は、
支払われた退職金の「退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)」のコピーを添付

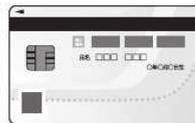
遺族
請求

必須 (遺族請求)

5 被共済者のマイナンバー入り住民票(除票)(原本)

6 住民票(除票)がマイナンバー入りでとれないときは、住民票(除票)のほかに
被共済者のマイナンバー確認書類を以下のいずれか1点のコピーを添付

- マイナンバーカード(両面)
顔写真のある表面 個人番号が記載された裏面
- 通知カード



※ 税務署所定の法定調書(支払調書)を作成するため、死亡した被共済者と請求人の
マイナンバー確認書類などの提出をお願いしています

7 戸籍謄本(原本)

請求する人が配偶者のときに必要な戸籍謄本は、2ページで説明

配偶者以外の親族が請求人となる場合は、被共済者との続柄により、必要な戸籍謄本
などの提出書類が異なりますので、必ず事前に都道府県支部にお問い合わせください

〜〜以降は該当者のみです〜〜

8 「委任状」(HPでダウンロードできます)

※代理人に請求手続きを委任する「委任状」に同順位の人全員の署名・住所・押印がある

建退共からののお知らせ

偽造証紙にご注意 ください!!

そ01 !

インターネットや金券ショップで
購入した共済証紙から
偽造証紙が
見つかっています!!

そ03 !

共済証紙は、
インターネットや
金券ショップに
売らない

そ02 !

共済証紙は、
インターネットや
金券ショップで
購入しない

**共済証紙は、
建退共代理店の
金融機関*で
購入する**

*都市銀行、信託銀行、商工中金、地方銀行、第2地方銀行、
信用金庫、信用組合、労働金庫(一部取り扱いのない金融機関も
ありますので、金融機関へご確認ください)

- インターネットや金券ショップで共済証紙を購入する(売る)と、以下のとおり、建退共制度が適正に履行されて
いないと判断し、加入・履行証明書の発行ができなくなることがあります
 - 1) 金融機関以外で購入された共済証紙は、購入実績として認められません
 - 2) インターネットや金券ショップで購入した(売った)共済証紙は、証紙受払簿に記載することができません
- 公共工事で購入した共済証紙が余った場合は、他の民間工事などでご使用ください
- なお、建退共では、公共工事における建退共制度の適正な履行を図るため、次の方策を進めることとしています
 - 1) 電子申請方式の早期導入及び普及の推進
 - 2) 建設キャリアアップシステムと連携した公共工事における履行確認措置の検討

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2831-2 <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



国交省浜田河川国道事務所と意見交換

浜田・益田・邑智・鹿足の県西部4地区の建設業協会は8月7日、浜田市内で国土交通省浜田河川国道事務所との懇談会を開催。建設業協会の会員ら61人が出席した。

同事務所の安野聡所長や担当課長らが、山陰道や江の川、高津川の事業概要など説明。安野所長が「年々、大規模な災害が増加する中、特に地方では助ける人が減り、助けられる人が増えている現状を直視していく必要がある。建設業の果たす役割はさらに高まり、国土や社会インフラを築き守る職能集団としての存在を次世代に引き継いでほしい」と訴えた。

意見交換では、工事の概算発注方式について「概

算発注にならないように努めているが、やむを得ない場合は具体的な設計内容の指示時期を条件明示するなど円滑な工事推進に留意し工事発注している」と回答。週休2日制については「18年4月以降の工事から現場閉所の達成状況に応じた労務費、機械経費などに乗じる補正係数の設定や、週休2日を考慮した工期設定もしている」と回答した。



益田県土整備事務所と合同で海岸清掃

益田建設業協会（森本恭史会長）は、益田県土整備事務所と合同で7月10日、益田港海岸で清掃活動をした。

午後6時から益田合庁職員、建設業協会会員ら約150人が集合。小雨が降る中、約1kmの海岸線の漂着ゴミや木くずなど拾い集め、益田建協青年部会

が用意したトラックに積み込み処分した。



隠岐水産高生が現場見学

隠岐地区建設業協会（渡辺栄三会長）は10月



16日、隠岐の島町内で建設工事現場見学会を開き、隠岐水産高校の1、2年生約60人が参加した。

徳畑信夫副会長が「高校生を対象とした現場見学会は今年で4回目。今日をきっかけに、建設業に興味を持ち、今後の進路決定に役立ててほしい」とあいさつ。生徒は2班に分かれ、西郷港棧橋改修工事現場（中町）と隠岐の島町新庁舎建築工事現場（下西）を見学。隠岐支庁県土整備局や町大規模事業課の担当者から話を聞いた。



県下一斉クリーンアップ

建協
青年部会

道路や河川各地で 清掃奉仕

県建設業協会青年部会（教重智文部会長）は7～8月にかけて県下各地区協会の青年部会によるボランティア「ふるさとまるごとクリーンアップ作戦」を展開。道路や河川、公園などの美化活動に取り組んだ。

このうち、松江地区建協青年部会（金津式彦部会長）は、松江水郷祭花火大会を控えた7月末、松江市袖師町～嫁島町の宍道湖岸や袖師・嫁島両地下道など清掃。会員と国交省、県、松江市の職員ら



180人が炎天下の作業に汗を流した。

出雲地区建協青年部会（内藤正和部会長）は7月下旬、JR出雲市駅前の清掃活動に約40人が参加。駅構内や周辺道路でゴミを拾い集めた。また、隠岐地区建協青年部会（青田壘部会長）も、臨港道路（宇屋トンネル～風早トンネル）や隠岐汽船の連絡通路を清掃。会員や県・町職員ら約50人が参加した。

その他の地区建協青年部会が実施した美化活動は次の通り。

安来＝中海ふれあい公園周辺▷雲南＝県道稗原木次線▷仁多＝国道432号・314号沿線▷大田＝海岸周辺▷邑智＝県道市木井原線周辺▷浜田＝アクアス周辺海岸▷益田＝益田川河川敷



小学校に絵本を寄贈 建設業のイメージアップを

県建設業協会青年部会（教重智文部会長）は、建設業のイメージアップを図る目的で、県内の小学校に建設業に関する絵本を寄贈する事業を展開。11月19日には、浜田市内の周布小学校で寄贈式を開き、絵本を贈呈した。

寄贈式では、教重部会長が、周布小6年生で図書委員の川野夏姫さんと中村萌恵さんに、図解絵本（工事現場）1冊、しごとば（東京スカイツリー）1冊、土木の歴史絵本（第1巻～5巻）5冊を贈った。児童らは「この絵本を大切にを使って、図書委員として学校のみんなが読めるようにしたい」と話した。同青年部では年度内に要望があった県内の小学

校に寄贈する予定。

教重部会長は「将来、建設業を担ってもらう子どもたちに少しでも建設業の魅力や知識を深めてほしいという思いで寄贈した。今後も青年部として、清掃活動や現場見学、職場学習体験など建設業のイメージアップに努めたい」と抱負を語った。





飯南高生が建設業体験

雲南地区建設業協会青年部会（日野和人部会長）は7月4日、飯南町内で担い手確保に向けた建設業体験を開き、飯南高校2年生15人が参加した。

生徒たちは、生コン打設でバイブレーターによる締固めと鍍（こて）での天端仕上げ、ドローン操縦による空撮を体験。ミニバックホウ、除雪車を運転した。「こういった資格が必要か」「仕事で気を付けていることは」など質問していた。

体験発表で、生徒は「建設業に携わる人が減っていると聞き、建設業の仕事を初めて体験したが、運転などの作業は楽しく興味が湧いた」と感想を述べた。

同校での建設業体験は3回目。日野部会長は「ド

ローンによる番号札探しなど、楽しみながら興味を持ってもらえるよう企画した。学校から、この2年で建設業に関心を寄せる生徒が増えていると聞いており、今後も担い手確保への取り組みを続けたい」と話している。



出雲市内3高校が現場見学

出雲地区建設業協会青年部会（内藤正和部会長）は10月30日、同市や大田市内で現場見学会を開き、出雲農林高校など市内3高校の生徒ら約



60人が参加した。

大田静間道路鳥井地区改良第3工事の現場を見学。現場担当者から工事概要や、橋台工事の深礎杭に使用する鉄筋の機械式継手の説明を受け、熱心に見学していた。

同青年部ではこれまで、出雲農林高校の生徒を主な対象として現場見学会を開催してきたが、今回は出雲北陵、出雲西両高校に参加を打診。両校から普通科の1、2年生約30人が参加した。

内藤部会長は「建設業との関わりが少ない生徒にも体験や見学を通じて、少しでも多くの魅力を伝えたい」と話した。



小学生ら体験学習

益田建協青年部会（齊藤雅義部会長）は10月31日、青少年育成事業の一環として高津小学校で「建設機械とのふれあい体験学習・建設業のみらいへ」を開催した。

同校の1年生約90人が参加。建設機械メーカーの協力で、ロードローラーや高所作業車に試乗体験。建設現場で働く車両を写生し、役割について学んだ。

齊藤部会長は「子どもたちに道路を作ったりすることに興味があるかと質問したら20人近くが手を

上げてくれた。大きくなっても覚えていてほしい。地道に活動を続ける」と話した。



令和元～2年度 事業予定

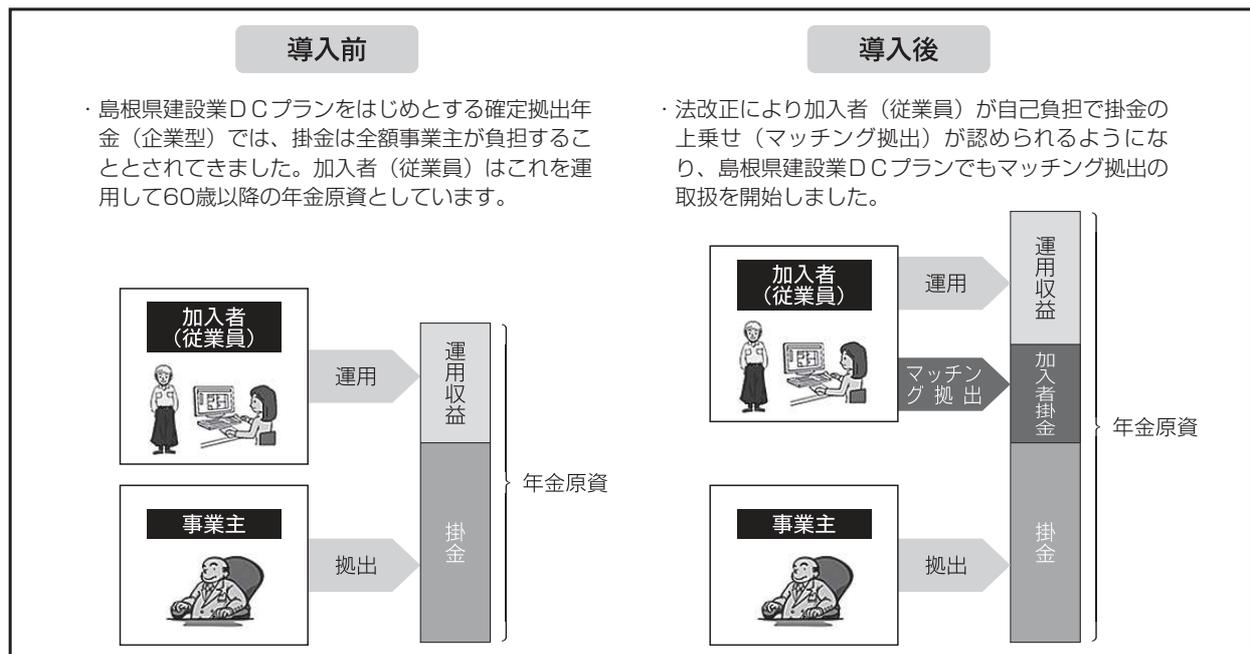
令和元年度	島根県建設業協会	建災防島根県支部	島根県土木施工管理技士会	島根県農林建設業協会連合会
12	<ul style="list-style-type: none"> ●2 (月) 建築委員会 ●3 (火) 土木委員会 ●9 (月) 労働委員会 ●12 (木) 建設企業ガイダンス (松江) ●20 (金) 事務局長会議 			
1	●16 (木) 総務運営委員会	●16 (木) 安全祈願祭	●14 (火) 支部長会議	 ●理事会・研修会
2	●土木・建築・労働委員会		●研修会 (出雲・浜田)	
3				
令和2年度				
4	<ul style="list-style-type: none"> ●事務局長会議 ●監査会 ●理事会 	<ul style="list-style-type: none"> ●事務局長会議 ●監査会 ●理事会 	●事務局長会議	●監査会
5	<ul style="list-style-type: none"> ●新理事予定者会議 ●定時総会・協議員会 	●代議員会	<ul style="list-style-type: none"> ●監査会 ●理事会 ●代議員会 	●通常総会 

DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在14年が経過し、加入事業所が95社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

（参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）* ■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税（法定相続人1人当たり500万円まで非課税） ■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税

|| (公財)建設業福祉共済団からのお知らせ ||

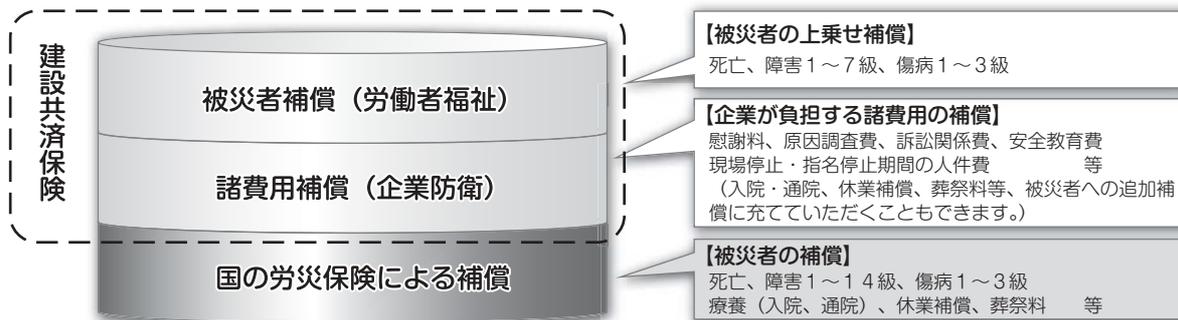
法定外労災
補償制度

(年間完成工事高契約)

建設共済保険は労働者と
企業のリスクをカバーします!

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現:国土交通省)及び労働省(現:厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」以外にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

◆詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団
Tel 03-3591-8451
URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関
一般社団法人 島根県建設業協会
Tel 0852-21-9004

建設共済保険

備えることは、
守ること。



安い掛金、手厚い補償。

(障害7級まで)

建設共済保険

法定外労災
補償制度

働く人の
想いに応える、
安心を。



完成工事高契約会員加入状況 令和元年11月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会員 加入率(%)	地区	加入企業 (会員)	会員 加入率(%)
松江	48	73.8	邑智	35	92.1
安来	19	100.0	浜田	20	34.5
雲南	37	94.9	益田	11	44.0
仁多	13	100.0	鹿足	20	95.2
出雲	50	69.4	隠岐	16	53.3
大田	11	33.3	合計	280	67.8

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関: (一社) 島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西塚島1-3-17

Tel.0852-21-9004 Fax.0852-31-2166



契約者と業界の発展のために <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索